

「金融庁関連の平成20年度税制改正」について

未定稿

平成20年度 税制改正について

－ 主要改正項目 －

平成19年12月

金融庁



□ 証券税制の見直し

【現行制度（個人投資家を対象）】

上場株式・公募株式投資信託等の配当所得(注) [～平成21年3月31日]

上場株式・公募株式投資信託等の譲渡所得 [～平成20年12月31日]

(注) 大口個人株主(5%以上保有)が受け取る配当を除く。

現行10%
(本則20%)

【改正の概要】

- 上場株式等の配当金及び譲渡益に係る税率について、金融所得の一体化に向け、平成20年末をもって軽減税率10%を廃止し、平成21年から20%とする。
- その際、円滑に新制度へ移行するための特例措置として、平成21、22年の2年間、500万円以下の譲渡益及び100万円以下の配当(注)について軽減税率10%を適用する。

(注1) 大口個人株主(5%以上保有)が受け取る配当を除く。

(注2) 合計額の計算の際、年間の支払金額が1万円以下の銘柄に係るものを除く。

(注3) 非居住者及び外国法人が受け取る配当に係る源泉徴収税率は、平成21年3月31日まで7%。

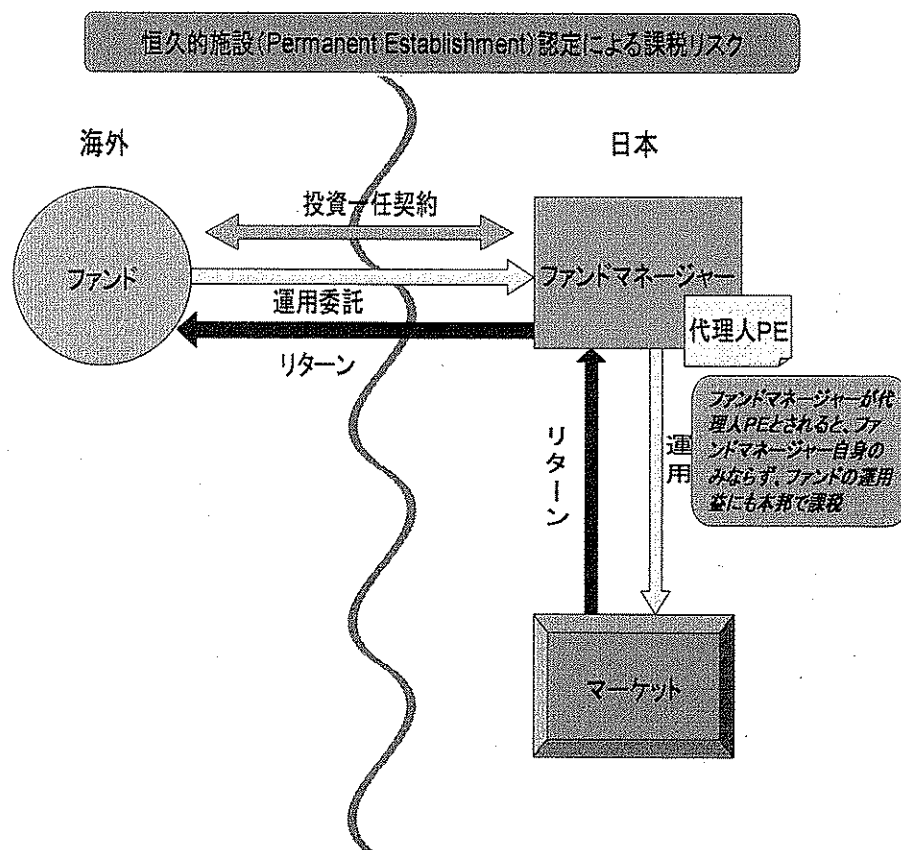
平成20年度税制改正大綱【抄】

上場株式等の配当金及び譲渡益に係る税率については、金融所得の一体化に向け、平成20年末をもって軽減税率10%を廃止し、平成21年から20%とする。その際、円滑に新制度へ移行するための特例措置として、平成21、22年の2年間、500万円以下の譲渡益及び100万円以下の配当について軽減税率10%を適用する。

□ 恒久的施設(PE: Permanent Establishment)に係る税制上の所要の措置

【改正の概要】

海外ファンドが国内ファンドマネージャーと投資一任契約を締結し、国内で投資活動を行う場合において、当該ファンドマネージャーが海外ファンドから「独立」の地位を有するときには、海外ファンドの代理人PEと認定されない。



平成20年度税制改正大綱【抄】

非居住者又は外国法人に対する課税について、その課税標準を区分する恒久的施設とされる代理人等（自己のために契約を締結する権限のある者その他これに準ずる者をいう。）の範囲から独立の地位を有する代理人等を除くこととする。

(注) 上記の改正は、平成20年4月1日以後の恒久的施設とされる代理人等の判定について適用する。

【参考】恒久施設 (PE)

恒久的施設とは「事業を行う一定の場所であって、企業がその事業の全部または一部を行っている場所」であり、税法では、①支店等、②一年超の建設現場、③代理人等を恒久的施設として掲げている。

国内ファンドマネージャーが海外ファンドの代理人PEと認定された場合、海外ファンドは国内への投資に係る収益について、本邦で申告義務を負うこととなる。

◆ 我が国金融・資本市場の魅力向上に向けたその他の取組み等

- 外国金融機関等との間で行われる債券現先取引(レポ取引)に係る利子の非課税措置
- 特別国際金融取引勘定(オフショア勘定)における利子の非課税措置

【改正の概要】

時限措置とされていた上記2つの非課税措置について、その適用期限を撤廃する。

- 非居住者等が受け取る民間国外債の利子等に係る非課税措置

【改正の概要】

民間国外債等の利子の課税の特例について、その対象の範囲に一定の外国法人が発行する債券の利子を加えた上(注)、その適用期限を2年延長する。

(注)非居住者又は外国法人の国内源泉所得の範囲に、外国法人が発行する債券の利子のうち国内において行う事業に帰せられるものを加えることに伴う改正。

- 上場投資法人(Jリート)に係る導管性要件(非同族会社要件)の緩和

【改正の概要】

投資法人に係る課税の特例について、同族会社に該当しないこととの支払配当等の損金算入の要件を、3株主グループによる判定から1株主グループによる判定とする。

- 特定目的会社等に係る導管性要件の緩和など(適格機関投資家の範囲)

【改正の概要】

特定目的会社に係る課税の特例等について、支払配当等の損金算入等の要件における適格機関投資家の範囲に、信託会社、海外年金基金・外国政府の100%子会社等を追加する。

※ 株式と同様の配当税額控除の対象となる上場投資信託(ETF)に係る指数の個別列挙を廃止し、包括指定とすることについては、ETFの多様化に係る金融庁の関係法令案の内容をみて検討することとされた。